

## 四日市市立博物館 LED 照明設備賃貸借 仕様書

### 1. 目的

四日市市立博物館の既存照明器具を LED 照明に取り替え、照度の確保及び消費電力の削減に伴う温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

本仕様書は、「四日市市立博物館 LED 照明設備賃貸借」に適用する。

### 3. 適用規格及び参考規格等

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

#### (1) 電気用品安全法 (P S E)

※日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

#### (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成 9 年通称産業省令 5 2 号)

#### (3) 公共建築改修工事標準仕様書

#### (4) 公共建築設備工事標準図

#### (5) J I S 規格

J I S C 6 2 5 0 4	一般照明用 L E D 製品及び関連装置の用語及び定義
J I S C 7 8 0 1	一般照明用光源の測光方法
J I S C 7 5 5 0	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
J I S C 8 1 0 5 - 1	照明器具 - 第 1 部 : 安全性要求事項通則
J I S C 8 1 0 5 - 2 - 1	照明器具 - 第 2 - 1 部 : 定着灯器具に関する安全性要求事項
J I S C 8 1 0 5 - 2 - 2	照明器具 - 第 2 - 2 部 : 埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
J I S C 8 1 0 5 - 2 - 2 2	照明器具 - 第 2 - 2 2 部 : 非常時用照明器具に関する安全性要求事項
J I S C 8 1 0 5 - 3	照明器具 - 第 3 部 : 性能要求事項通則
J I S C 8 1 0 5 - 5	照明器具 - 第 5 部 : 配光測定方法
J I S C 8 1 4 7 - 2 - 7	ランプ制御装置 - 第 2 - 7 部 : 非常時照明用制御装置の個別要求事項
J I S C 8 1 4 7 - 2 - 1 3	ランプ制御装置 - 第 2 - 1 3 部

：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項

J I S C 8 1 5 2 - 1 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法  
－第1部：LEDパッケージ

J I S C 8 1 5 2 - 2 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法  
－第2部：LEDモジュール及びLEDライト  
エンジン

J I S C 8 1 5 2 - 3 照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法  
－第3部：光速維持率の測定方法

J I S C 8 1 5 3 LEDモジュール用制御装置－性能要求事項

J I S C 8 1 5 4 一般照明用LEDモジュール－安全仕様

J I S C 8 1 5 5 一般照明用LEDモジュール－性能要求事項

(6) J I E G - 0 0 1 「照明学会・技術指針照明設計の保守率と保守計画」第3版

(7) 日本建築センター『建築設備耐震設計・施工指針2014年版』

#### 4. 契約概要

##### (1) 設置場所

四日市市立博物館（三重県四日市市安島一丁目3番16号）

##### (2) 賃貸借物品

LED照明器具本体及び付属品、その他取り付けに必要な資材等

##### (3) 実施設計及び設置工事期間

契約締結の日 から 令和7年2月28日

##### (4) 賃貸借期間

令和7年3月1日 から 令和17年2月28日

##### (5) 施工場所

施工範囲図面による

##### (6) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸人（以下「受注者」という。）は、契約期間終了時、設置した器具等を賃借人（以下「発注者」という。）に無償で譲渡すること。

#### 5. 履行内容

##### (1) 設計図書作成

- (2) LED照明器具等の調達（付属品・取替に必要な部品を含む）
- (3) 既設照明器具の撤去及び処分
- (4) LED照明器具等の設置（施工）
- (5) 取り替えたLED照明器具等の保守

## 6. 照明器具等の仕様

- (1) 使用するすべての照明器具等はJ I L 5 0 0 4「公共施設用照明器具」（以下、「公共施設用照明器具」という。）を使用すること。ただし、公共施設用照明器具の設定のない器種を選定する場合は、公共施設用照明器具の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応器具をもつメーカーの製品とすること。  
なお、設置するLED照明器具等は、複数メーカーの製品を設置することも可とする。
- (2) LED照明器具本体及び付属品等は、新品（未使用）であること。
- (3) 照明器具は本体を含めた更新とし、ランプのみの交換は不可とする。
- (4) 照明器具には、LED球、ユニット等を含むこと。
- (5) I S O 9 0 0 1（品質）の認証取得工事で製造していること。
- (6) I S O 1 4 0 0 1（環境）の認証取得工場で製造していること。
- (7) 照明器具等は、事前に機器図面等を提出し、発注者の承諾を得ること。また、設置前に出荷証明書の写しを提出すること。
- (8) 照明器具等には、本契約の借上物品であることが判別しやすいように、以下の項目をラベル等により表示すること。
  - ・設置業者名
  - ・賃貸借期間
  - ・賃貸借物品であることの記載
- (9) 埋込照明器具は必要に応じてリニューアルプレート等を設置すること。
- (10) 既設機器とのサイズの違いによる壁または天井等の補修、開口加工、隙間埋め等は本契約に含む。
- (11) 既設器具の撤去跡については、既設同等材料を用いて適切に補修すること。
- (12) LED一体化ベースライトについては、ライトユニットが取り外し可能なものとする。
- (13) 事務室、会議室等すべての室の照度計算書、照度分布図を作成し、必要照度を満たす照明器具を選定すること。

なお、各室の照度の下限値については、下表のとおりとすること。(JIS 照明基準総則)

室名	設計照度 E [lx]
入口ホール (エントランス、ロビー)	100
ラウンジ	200
ホール (講座室)	500
研究室・調査室	750
収蔵庫	100
廊下	100
階段	150
売店	300
ギャラリー全般	100

※表に記載のない室については、既設の照度と同等とする。

- (14) 事務室、会議室における照明器具については、既設の状況の個数に合わせて、照度は既設と同等とすること。
- (15) 照明器具の設置においては、適切に落下防止措置を講じること。
- (16) 光源 (LED) 寿命は40,000時間以上、LED高天井照明については60,000時間 (光束維持管理85%以上) 以上の製品とすること。
- (17) LED高天井照明は、原則として躯体に直接固定し、かつ、ワイヤーで落下防止措置を講ずること。
- (18) 既設照明器具が設置された現場状況に応じて、適切に付属品 (ガード、センサー等) を設置すること。
- (19) 屋外照明において、鋼製ポール等を再利用する場合は、ポールの塗装も行うこと。また、必要に応じて街路灯アダプターを設置すること。

## 7. 設置 (施工) 仕様

- (1) 施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、施設の運営に支障をきたさないように協力すること。
- (2) 施設管理者と施工日時、安全管理、養生等に関する調整を十分に行い、受注者の負担で必要な措置を講じること。
- (3) 工事期間中は、施設利用者の安全確保に努めること。
- (4) 資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。

- (5) 大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。
- (6) 博物館敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。
- (7) 既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。
- (8) 現場調査、回路調査等を十分に行うこと。
- (9) 受注者は履行場所の現場調査を行い、各室における必要照度が確保できるよう、照度計算を行ったうえで照度計算書、照度分布図、設計図書を作成し、発注者の承諾を得ること。
- (10) 本契約における施工は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）の最新版に準じて施工を行うこと。
- (11) 照明器具の取り付けに際しては、(10)に基づき、つりボルト等を適切に施工すること。なお、既設照明器具につりボルト等が設置されていない場合においても、本契約において施工すること。
- (12) 工事写真の撮影方法については、「工事写真の撮り方建築設備編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に準拠し、事前に撮影対象、撮影箇所を発注者と協議すること。
- (13) 工事の着手、施工及び完成に当たり、官公庁ほかへの必要な届出手続等を、遅滞なく適切に行うこと。
- (14) 施工前に、施工計画書（工程表、施工体系図、安全管理計画、使用材料届等を含む）を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (15) 工事期間中、建設工事保険及び請負業者賠償責任保険に加入し、証書の写しを提出すること。
- (16) 監督職員が指定する場所、時間における照度を測定し報告書を提出すること。
- (17) 委託に係る法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担とする。
- (18) 必要な足場は本業務委託に含むこと。
- (19) 音の発生する工事は昼間の作業とし、早朝、夕方以降は作業を行わないこと。
- (20) 博物館の休館日は令和6年11月1日～令和7年2月28日であるが、施設管理者は事務所を利用するため、施設管理に支障をきたさないように協力すること。
- (21) 同一敷地内での別途工事（博物館受変電及び発電機設備更新工事、博物館エレベータ改修工事、博物館受水槽ほか更新工事、特別展示室の改修等）について、停電・断水・

搬出入・資材置き場等の受注者間の調整を行うこと。

(22) 現場作業は、令和6年12月1日～令和7年2月24日とする。ただし、令和6年11月中はエレベータの更新のためすべてのエレベータの利用及び受変電設備の更新のため電気は利用できない。令和6年12月中は受水槽設備の更新のため給水は利用できない。

(23) 駐車場はなしとする。

(24) 委託期間中は施設内のトイレは利用できないため、受注者側で確保すること。

(25) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等については速やかに搬出を行い、関係法令を遵守し、適正に処理すること。また、マニフェストの写しを提出すること。

(26) 施工及び本契約に必要な照明器具等を調達するものとして、受注者は以下の全てを満たす者と直接契約を行うこと。また、工事着手までに下請届を提出すること。

- ・公告日時点で最新の四日市市請負工事入札参加資格者名簿(以下、工事名簿という。)の「電気工事」に登録されており、当該「電気工事」に関し有効期限内の経営事項審査の結果を有すること。
- ・四日市市内を所在地とする本店で名簿に登録されていること。
- ・工事名簿において「電気工事」の総合点が700点以上であること。
- ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること
- ・工事名簿において「電気工事」における完成工事高が30,000千円以上であること。

## 8. 物品の保守等

契約期間中、器具等の不点灯や規定された光束維持率未滿となる等の不具合が発生した場合は、受注者の負担により、速やかに物品の取替え、修理等(調査、交換作業等を含む)を行うこと。ただし、その不具合の発生原因が、故意又は過失による損害、暴動による損失、地震等不可抗力によるものは除く。なお、受注者は新価特約付動産総合保険に加入し、その適用範囲に基づき、発注者と協議のうえ対応すること。

## 9. 物品の移動

発注者が照明器具等の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で、発注者の責において物品を取外し、再設置及び調整を行うこと。また、変更後の機器は、引き続き受注者が管理すること。

## 10. 成果品の納品

受注者は賃貸借物品の設置期限までに、以下を提出すること。

- ・完成図書（照度計算書、照度分布図、試験成績書、完成図面、設置機器一覧表、設置機器図面、出荷証明書、完成写真、工事写真等）  
紙図面1部及び電子データ（図面データはJWCAD及びPDF形式）によるCD-R形式1部
- ・保険に関する書類1式
- ・その他発注者から指示した事項

## 11. その他

- (1) 賃貸借期間の開始は、全ての機器等の設置が完了し、検査に合格した上で、令和7年3月1日からとするが、設置した箇所から順次、仮使用を認めるものとする。なお、仮使用期間中に器具等の不具合が発生し、その原因が受注者にあるときは、受注者の負担で物品の修繕等を実施すること。
- (2) 賃貸借料は、令和6年度から令和16年度の各年度における、6、9、12、3月末日（閉館日の場合は、その直前の開館日）で締め、すみやかに請求することとする。各回の支払額については、契約金額（税抜）の40分の1の額（千円未満の端数切捨）に消費税及び地方消費税額を加えた額とし、未払い金額が生じる場合は、最終支払い時に請求することとする。ただし、令和6年度3月分は、使用1か月のため、120分の1の額とする。
- (3) 入札にあたっては、必ず現地調査を行うものとする。  
その日程は、四日市市立博物館（059-355-2700）へ事前に連絡のうえ調整することとする。
- (4) 本仕様書に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定することとする。